借家人補償調査算定要領

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この要領は、 静岡県が施行する公共事業に伴う損失補償基準細則(以下「細則」という。)第18に規定する借家人に対する補償(以下「借家人補償」という)に係る調査算定に適用するものとする。

第2章 調査

(調查)

- 第2条 借家人補償の算定にあたっては、世帯ごとに次に掲げる事項について調査を行い、 借家人補償金調査算定書(様式第1号)に必要事項を記載するものとする。なお、調査は 住民票、賃貸借契約書等により行うものとする。
 - 一 借家借間人の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - 二 借家(借間)面積
 - 三 現在家賃(月額)、貸主からの返還見込額、契約年月日、契約期間、居住期間及び定期借家契約である場合にはその期間、契約書の有無
 - 四 その他必要と認める事項

第3章 算定

(補償額の構成)

第3条 借家人補償金の構成は、次のとおりとする。

借家人補償金

	賃貸借契約において借家人に返還されないことと約定されている一時金
	賃貸借契約において借家人に返還されることと約定されている一時金
	家賃差補償

(補償額の算定)

第4条 借家人補償金は、借家人補償金調査算定書(様式第1号)を用いて算定するものと する。

(標準家賃)

- 第5条 細則第18第2項(一)に規定する標準家賃(月額)は、次によるものとする。
 - 一 標準家賃(月額)は、当該地域における平方メートルあたりの標準家賃単価(月額) に借家借間面積を乗じたものとする。
 - 二 当該地域における平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)は、次によるものとする。
 - (一) 賃貸事例を収集する地域の範囲は、当該地域の実情等(行政区域や土地評価上の地域の範囲等を考慮)により、従前の賃借建物に照応する建物の新規賃貸事例が存する範囲とする。
 - (二) 従前の建物に照応する建物の新規賃貸事例は、原則、五件程度収集するものとする。ただし、前号で認定した調査範囲内に従前の賃借建物に照応する建物の新規賃貸事例がない場合等は、不動産鑑定業者の意見により標準家賃を認定できるものとする。
 - (三) 新規賃貸事例の調査は、次の事項について行うものとする。
 - ア 建物の種類

戸建てと集合に区分するものとする。

イ 建物の構造

木造、非木造に区分するものとするが、非木造でもその構造により価格差がある場合には、さらに鉄骨造、軽量鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造に区分するものとする。

ウ 建物の用途

住宅、店舗、事務所、倉庫、その他に区分するものとする。

工 適用面積

間取りを考慮して、借家借間面積の適用範囲を区分するものとする。

才 経過年数

当該地域において、価格差が生ずる建物の経過年数の範囲により区分するものとする。

カ 設備

浴室の有無(有る場合は、単独、共同の別)、トイレ(単独、共同の別)に より区分するものとする。

キ その他

交通接近条件(交通施設との距離、商業施設との接近の程度、公共施設等と

- の接近の程度)、建物立地条件(階、方位、位置)、その他の要素により、価格 差が生ずる場合には、その要素により区分するものとする。
- (四) 収集した賃貸事例により標準家賃単価算出表(月額)(様式第2号)を作成し、 平方メートルあたりの平均賃料を算出したものを平方メートルあたりの標準家賃 単価(月額)とする。
- (五) 端数処理は、平方メートルあたりの標準家賃単価(月額)については一円未満切り捨てとし、原則として第1項により算出した標準家賃(月額)が一○,○○○円未満のときは一○円未満を、一○,○○○円以上のときは一○○円未満切り捨てとする。

附則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

算定年月日	算定者		
採用単価	消費税等相当額の補	賞の要否	

		借	家人補	償金調	查算定	書				+ (B) + ¥. —	
建物番号		住所						氏名			
現在の契約	約条件	①借家面積 (m²)		②家賃(円)		③返還される一時金 (円)		返還されない一時金 (円)		居住期間 (入居開始時期)	
① 現在の借家面積 (㎡)		④ 補正率		⑤ (①×④) 補正後借家面積 (㎡)		補正理由等		等		特記事項	
標準家賃	⑥ 標準家賃 ¹ (円)	羊 価 (月額)	⑤ 補正後借 (㎡)	家面積	⑦ (⑥×⑤) 標準家賃 (円)		⑧当該地域/ 常返還されァ (円)		⑨当該地域 常返還され (円)		
権利金等一時借入	ない一時	⑦標準家賃	⑦						⑦×⑩ 補		賞額
に要する 費用相当 額(A)	返還される一時金	⑦ 標準家賃	(月額)		③従前貸3 返還見込3			1) / (1+r r : 年利率		(⑦×⑪-③ 補化	
家賃差補 償額(B)	⑦ 標準家賃	(月額)	② 現在家賃	(月額)	①(⑦-② 家賃)) 差額	44億	年数		⑬×12×⑭ 補伽	[額
消費税等相当額 (C) 返還されない一時金 返還される一時金 家賃差補償額 合計							- - - = ×	税率	=		

%1 住宅用以外は消費税等の課税対象であるため、消費税等課税対象額を計上する。

標準家賃単価算出表 (月額)

建物の種類						戸建	きて・ !	集合		
建物	物の構造		木造 · 非木造 (S造 · LGS造 · RC造 · SRC造)							
建物	物の用途			住宅	店舗	· 事務	所・ 倉	庫 ・ そ	:の他()
III.	間取り			1 R · 3	1 K ·	1 DK • 4 DK •	2 K • 4 LDK •	2DK ・ その他	2 LDK (3 DK
適	i用面積					m²	~	m²		
経	過年数						年 ~	年		
	設備		浴	室(単狐	虫・共	司 • 無) •	トイレ	(単独・	・ 共同)
7	その他									
番号建	物面積	間取り	返金される 一時金	返金されない 一時金	経過年数	共益費	駐車料	月額賃料	㎡あたり 賃料	備考
	(m^2)		ヶ月分(又は円)	ヶ月分(又は円)	年	円	円	円	\mathbb{H}/m^2	
標準	準家賃単何	価(月額)		(消費税等	辛 含む・含	含まない)		_		円/㎡

^{※1} 取引事例は、原則として消費税等抜きの月額賃料を計上する。